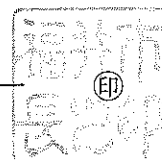


参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 10月 9日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

間山集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年10月9日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人	0経営体
個人	0経営体
認定農業者	2経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

(別紙)

- ・農地・水保全管理支払交付金を活用し、シバザクラ等の地衣植物の植栽による、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減、コスモスロードの作成、用水の目地詰め、排水路の底打ち等を行っている。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少していく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・集落（地域）外からの新規就農希望者を受け入れて、集落（地域）内農業者と取り組んでいく。
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- ・ブルーベリーの流通・加工に取り組み、6次産業化を推進していく。